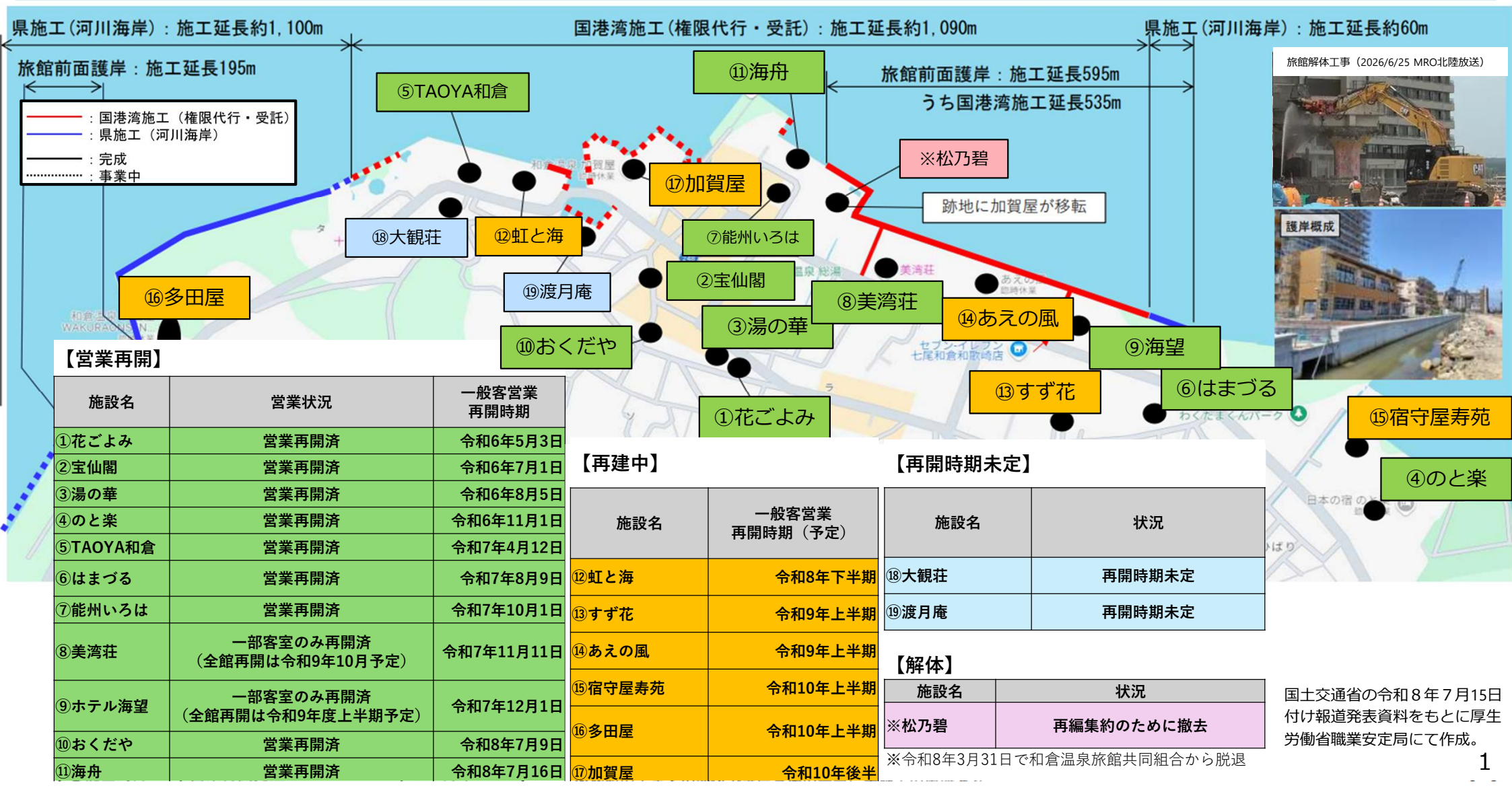


職業安定分科会（第227回）	資料 2
令和 8 年 9 月 25 日	

令和6年能登半島地震等後の石川県内事業所における 産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)の 活用状況等及び今後の対応方針について

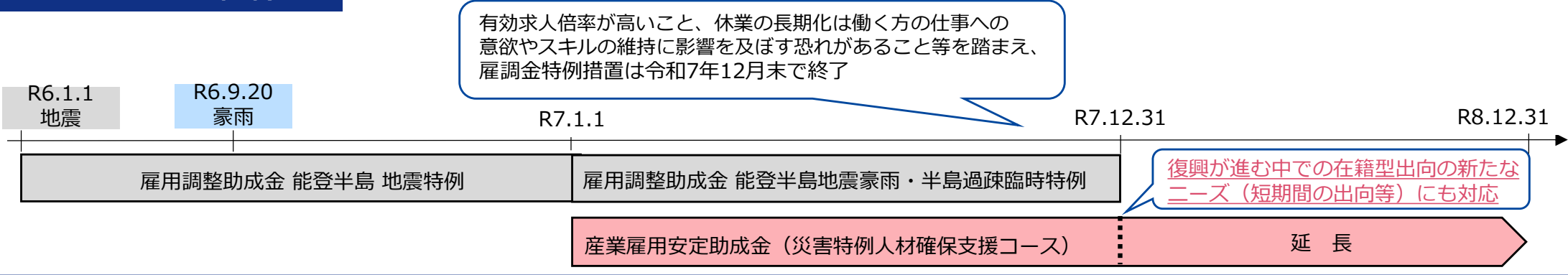
和倉温泉宿泊施設の復旧・復興状況

- 被災した和倉温泉旅館19軒のうち11軒が営業再開済み。残る8軒のうち5軒は令和9年以降の営業再開見込み、2軒は再開時期未定。
- 国交省による護岸工事については、令和8年度中を目途に終了予定。
- 売り上げは震災前125億円あったところ、令和7年度は34億円（約20万人）、売り上げが約73%減少。



産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の現状等について

1 これまでの経緯



2 産業雇用安定助成金の概要

令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して、賃金の一部を助成する制度（助成率：4/5（中小企業以外2/3））

在籍型出向 … 労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所から他の事業主の事業所において勤務すること

3 助成金の利用状況

令和8年8月末時点

出向元事業所数 11事業所
出向労働者数 116人

4 被災地域の雇用情勢

令和8年7月時点の有効求人倍率

全国平均 1.18倍
石川県 1.36倍
ハローワーク七尾 **1.65倍**

5 県及び市の雇用維持支援策

国・県・市による一体となった支援を実施

在籍型出向促進助成金（石川県）

産雇金を活用した在籍型出向を行った出向元・出向先事業所双方に、初期費用として1人あたり10万円を助成

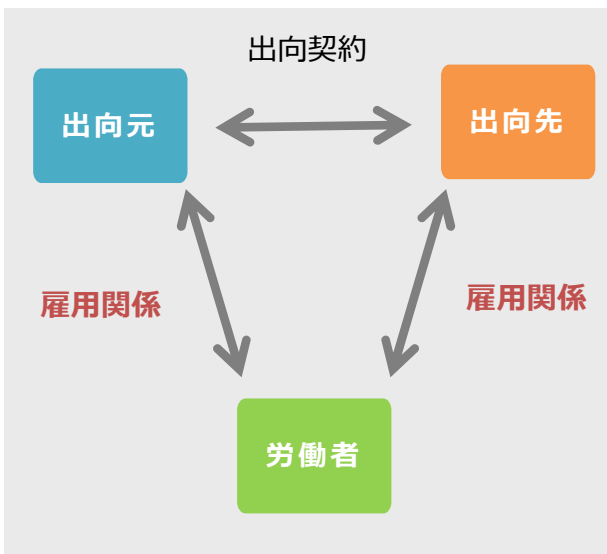
雇用確保支援補助金（七尾市）

産雇金を受給した、七尾市内の事業所に対し、自己負担額の1/2相当額を助成

和倉温泉雇用維持支援事業（石川県・七尾市）

和倉温泉の従業員に地域の受け皿企業（(株)わくらす）へ在籍型出向し、復興業務に従事してもらう事業。石川県から七尾市へ補助を実施。

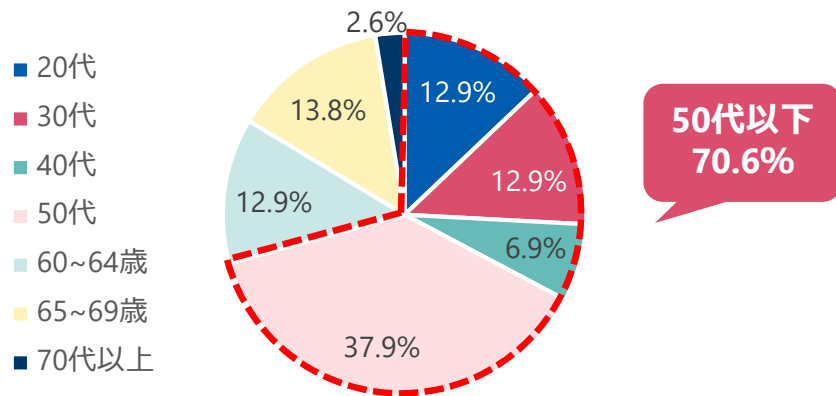
出向のスキーム



能登半島地域の労働者の年齢層と勤務状況

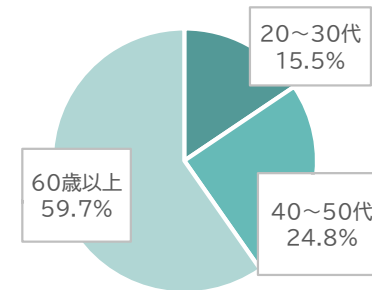
- 出向者の年齢層は50代以下が71%を占める（雇用調整助成金特例措置の時は、ほぼ全部休業者の59.7%が60歳以上）。
- 現在の出向者は116人。そのうち七尾安定所管内の和倉温泉旅館等に雇用されている出向者が113人。

出向労働者の年齢層 n = 116



(参考)

ほぼ全部休業労働者の年齢層 n = 412



雇用調整助成金の特例措置を活用する171事業所から令和7年1～2月に提出された実施計画をもとに、所定労働時間に対する休業割合が「91～100%」の412名について集計

現在の出向者数 令和8年8月末時点 116人

- 和倉温泉旅館等（グループ会社含む）に雇用されている出向者 113人 (97.4%)

出向元事業所	人数	割合
和倉温泉旅館	113	97.4%
それ以外	3	2.6%

- 産業分類別出向者数

出向元 \ 出向先	宿泊業、飲食サービス業	それ以外	合計
和倉温泉旅館	47	66 (※)	113
それ以外	1	2	3
合計	48	68	116

(※) サービス業20人、卸売業・小売業16人、製造業16人、その他14人

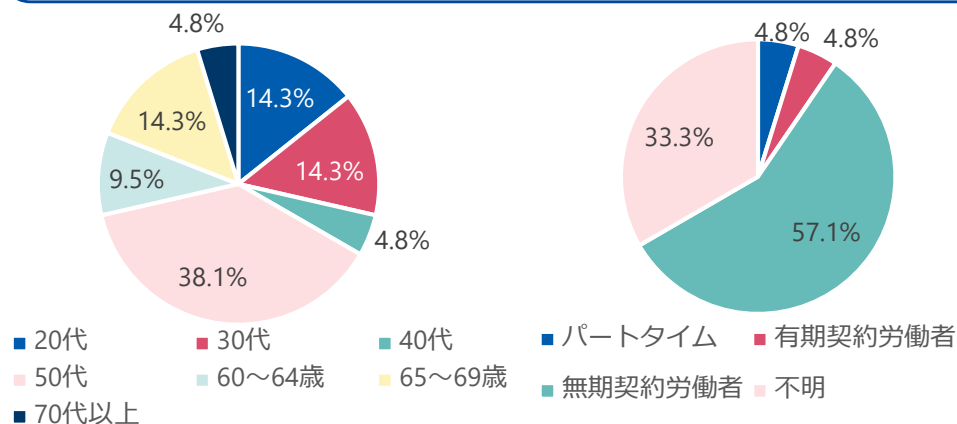
部分出向の利用状況等

- 令和7年12月末改正による要件緩和の結果、令和8年8月時点で出向元事業所5社（全体の31%）、23人（全体の15%）が部分出向を利用。
- 出向元事業所が部分出向を実施した理由は「自社の業務を完全には止められないため」「復興状況に応じて柔軟に調整できる」が88.9%、「出向先の受入負担が小さい」「労働者の生活リズムを維持できる」が77.8%。
- 部分出向を経験した労働者は、部分出向について出向元事業所との関わりを持ち続けられ安心感に繋がると評価。

部分出向を実施している事業所数、出向労働者数

出向元事業所数	出向先事業所数	出向労働者数
5所	11所	23人

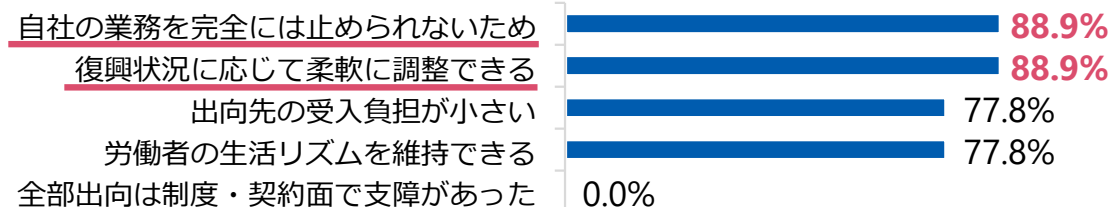
部分出向労働者の年齢層、出向元での雇用形態



※令和8年8月までに提出された産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の実施計画及びハローワークシステムの業務データをもとに集計

※「部分出向を実施した理由」「部分出向における出向先での平均勤務日数」「部分出向して良かったこと／困ったこと」については、令和8年6月までの間に産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を利用した事業所及び当該事業所等に雇用されている労働者を対象に行ったアンケートを基に厚生労働省職業安定局で作成

部分出向を実施した理由（出向元・複数回答可）



部分出向における出向先での平均勤務日数 （部分出向経験者）

3.5日／週

部分出向して良かったこと／困ったこと（部分出向経験者）

良かったこと

- 所属企業での出勤があることで社内の情報をキャッチすることができる。
- 所属企業と関わりを持ち続けられる。顔が見れて安心する。

困ったこと

- 出向先の就業時間が遅く、出向元の出勤時間が早いため朝の準備が大変。
- 有給休暇の消化がしにくい。

産業雇用安定助成金受給事業所等へのアンケート調査

結果の概要

【出向元事業主】

- ・ 事業再開時期：「令和8年中」8%、「令和9年後半」8%、「令和10年以降」69%。
- ・ 産雇金がなかった場合、従業員の雇用維持が可能だったか：「現在と同程度に可能だった」8%、「現在よりも雇用維持は困難だった」8%、「雇用維持は不可能だった」69%。
- ・ 出向による影響：「良い影響があった」77%、「悪い影響があった」「特に影響はない」「わからない」8%。
- ・ 具体的な良い影響：「出向先との協力・連携関係の構築や深化につながった」85%、「経済的負担が減った」77%、「労働者のスキル・モチベーションを維持できた」「労働者の能力開発やスキルアップにつながった」69%、「地域への貢献ができた」62%。

【出向先事業主】

- ・ 産雇金がなかった場合、出向労働者の受入れは可能だったか：「現在と同程度に可能だった」30%、「現在よりも受入れは困難だった」33%、「受入れは不可能だった」27%。
- ・ 出向による影響：「良い影響があった」85%、「悪い影響があった」3%、「特に影響はない」「わからない」6%。
- ・ 具体的な良い影響：「人材確保につながった」67%、「社会貢献になった」52%、「出向者を通じて新しい知見を得られた」49%、「自社の従業員のスキルアップになった」33%、「職場の雰囲気や従業員間の関係が良くなった」15%。

【出向労働者】

- ・ 出向して良かったこと：「新たな業務を経験できた」70%、「新たな人脈を築けた」44%、「モチベーションやスキルを維持できた」30%。
- ・ 事業再開まで引き続き出向を希望するか：「引き続き出向したい」55%、「所属企業に早く復帰したい」32%。

※令和8年6月1日時点の状況を調査（調査期間1か月）。調査対象は、①令和7年12月時点で雇調金特例措置を受給していた事業主107社（有効回答40社）、②産雇金特例措置の出向元事業所16社（有効回答13社）・③出向先事業所61社（有効回答33社）、①及び②に雇用されている労働者（有効回答251人）

産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の再延長について（案）

1 事業の目的

能登地域の地震・豪雨の被災地については、護岸復旧工事の遅れや人手不足・中東情勢等を踏まえた資材高騰、資材不足等の課題があり、事業再建が計画通りに進んでいない状況。

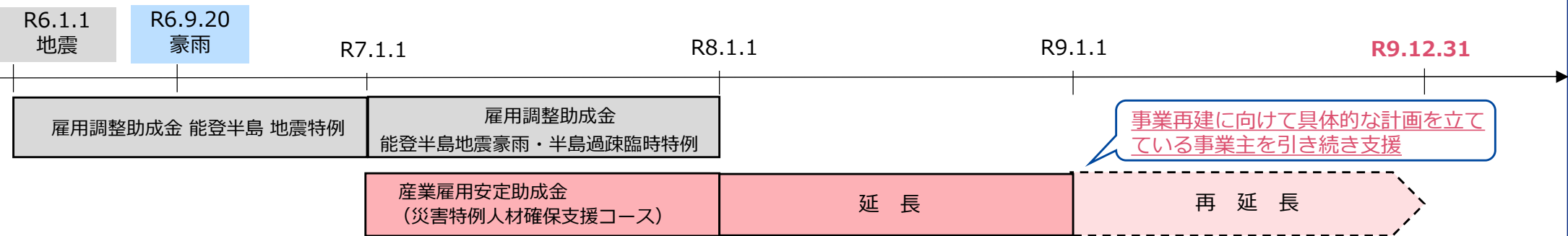
被災地域においては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の活用により、営業再開までの間、在籍型出向制度を活用して従業員を出向させることで、「雇用の維持」とスキルアップを図る取り組みを進めており、営業再開後には、より質の高いサービスを提供することで、地域全体の復興を目指しており、県及び市においても独自施策として、産雇金特例措置の上乗せ支援に取り組んでいるところ。

被災地域の復興には未だ時間がかかり、産雇金へのニーズが依然高い中での特例措置の終了は、地元自治体の雇用支援策の終了にもつながりかねず、また休業による雇用維持への回帰や出向労働者の解雇等に至る恐れがあることから、特例措置を令和9年12月末まで再延長することとする。

なお、廃止事業所の延命とならないよう、具体的な事業再建に取り組んでいる事業主のみを助成対象とする等の支給要件の見直しを実施する。

2 事業の概要

★地震かつ豪雨の被害を受けた地域（ハローワーク七尾、ハローワーク輪島管内）の事業所が対象



★産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の支給要件を見直し

（1）支給対象事業主

「事業計画・復旧計画等」を銀行等に提出している事業主のみに対して支給することとする。

（2）助成率

令和9年1月以降の新規出向元事業主については、これまで本特例措置を必要とせずに雇用維持ができていた実態を踏まえ、助成率を引き下げる。

	中小企業		中小企業以外	
助成率（出向元）	令和 8 年12月以前から利用 4/5	令和 9 年 1 月以降に初利用 2/3	令和 8 年12月以前から利用 2/3	令和 9 年 1 月以降に初利用 1/2
助成率（出向先）	4/5		2/3	
上限額	9,110円（※）／1 人 1 日当たり（※）令和 8 年 8 月 1 日時点（毎年改定）			